

令和元年 9 月定例会

文教厚生委員会説明資料

病 院 局

目 次

I 提出予定案件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条例案	-----	1
2 病院事業会計	-----	2
(1) 平成30年度徳島県病院事業会計決算の認定について	-----	2
(2) 平成30年度決算に係る資金不足比率の報告について	-----	3

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（総務課）

(ア) 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、病院事業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準を定める必要がある。

(イ) 改正の概要

病院事業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準について定めることとした。

(ウ) 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

2 病院事業会計

(1) 平成30年度徳島県病院事業会計決算の認定について

平成30年度徳島県病院事業会計の決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

(2) 平成30年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県病院事業会計	— %

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳令 監和 第元 2年 09月 23日 号

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県監査委員
徳同同同同

矢近井岩山

田藤関佐西

等男理弘朗
穂
光佳義国

平成30年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公判団体の率及政の健全化に關する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付され
た健全化、共断次、の率及政の健全化に關する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付され
た健全化、共断次、の率及政の健全化に關する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付され

資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

知事から提出された平成30年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の手続

適説実
審査に当たっては、算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、員率がの
適説実
審査に当たっては、算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、員率がの
適説実
審査に当たっては、算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、員率がの

第 3 審査の意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、
い
審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、
い
審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、

会 計 名	平成30年度	経営健全化基準
徳島県流域下水道事業特別会計	— %	20 %
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	20
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。

